

特231
147



始



特

147

禿氏祐祥著

蓮如上人法語選釋

眞宗學研究所

特231
147



禿氏祐祥著

蓮如上
人法語選釋

眞宗學研究所發行



緒言

蓮如上人に常隨給仕しながら見聞する所を後世に傳へた法專房空善の聞書から三十八條を拔萃しこれに蛇足を添へた。極めて通俗な言葉で書かれてゐるのであるから別段説明を加へる必要がない様であるが、時代の推移は當時に於て簡單平易な事であつたのが後代の人に理解されない事もあり、又讀む間に大に感じ卑言を添へたくなつたりする事もあつて、この一書を作る様になつたのである。第二一、二二、二三、二五、二六、二八の六條だけは『御一代聞書』にも載せてある。『空善聞書』の全部を見たい御方は蓮如上人

法語集一卷(龍谷大學出版部發行)若くは蓮如上人行實(大谷大學出版部發行)に依らるゝがよい。

昭和五年六月二十八日

禿氏祐祥

目次

(一)	南殿へ御隠居……………	一
(二)	佛恩と稱名……………	四
(三)	聖人の御恩……………	五
(四)	諸神をたのむべきか……………	七
(五)	浄土の諸流……………	九
(六)	衆生の流轉……………	一〇
(七)	報恩講の立花……………	二
(八)	神佛に慣れて信仰なし……………	三
(九)	聖教を重んず……………	四
(一〇)	無碍光の本尊……………	六
(一一)	延徳二年の報恩講……………	八
(一二)	藝能を嗜まず……………	九
(一三)	平座にて法談す……………	三
(一四)	云ふ所金言なり……………	五
(一五)	御文を讀ましむ……………	六
(一六)	名號を書く……………	六
(一七)	詠歌……………	九
(一八)	疫癘の文……………	三
(一九)	蓮崇の謝罪……………	三
(二〇)	菩提所を要せず……………	五

(二一)	年始の教語……………	三七	(三二)	鶯の狂言……………	六〇
(二二)	正信偈和讃……………	四〇	(三三)	稗を食せらる……………	六二
(二三)	教聖と信心……………	四三	(三四)	後向に輿に乗る……………	六四
(二四)	明應四年の佛事……………	四三	(三五)	大阪城の建立……………	六四
(二五)	懈怠と御タスケ……………	四四	(三六)	土居を御覽あり……………	六五
(二六)	和讃に就て讃嘆……………	四五	(三七)	臨終の本尊……………	六七
(二七)	照如の得度……………	四七	(三八)	御馬を御覽あり……………	六八
(二八)	御影の正本……………	五〇			
(二九)	御母は西國の人……………	五三			
(三〇)	佛法の仇……………	五七			
(三一)	衣の色……………	五九			

蓮如上人法語選釋

一 (第一條)

延徳元年八月二十八日、南殿なんでんへ御隠居の御事とて、御移り候。その夜言く、功成り名とげて身退くは天の道とあり。さればはや代をのがれて心やすきなり。いよく、佛法三昧までなりと云へり。

延徳元年は上人七十五歳の時なり。五男の實如上人へ職を譲り、隠居所たる南殿に移られし時の御言葉なり。實如上人は長祿二年の御誕生にて、蓮如上人四十四歳の時の御子なれば、此時は三十二歳なり。長男の順如上人は文明十五年

即ち五年以前に御逝去ありしとは云へ、尙ほ蓮乗、蓮綱、蓮誓の三兄ありし事とて、これを辭退せられしが、強いて職を襲がしめ給へり。何故か一年二ヶ月後に讓狀を認められたり。本山所藏の分次の如し。

讓ニ與大谷本願寺御影堂御留守職ニ之事

右件御留守職者、任ニ代々例ニ早可ニ管領ニ者也、但就ニ法儀ニ非儀之子細在レ之者、於ニ兄弟中、專ニ器用ニ可ニ住持ニ者也、次男女少兒多者、愚老如ニ存生之時、不ニ相替ニ可ニ扶持ニ處、若相ニ背此等之旨、永可レ爲ニ不孝ニ者也、仍讓狀如レ件

延徳貳年十月廿八日

蓮 如(花押)

讓狀は豫め之を記し置くものなるに一年後に認められし事と、またこの讓狀には何人に讓るとも明記せざる事とは異例なるが、別に應仁二年三月二十八日に記せる讓狀ありて、これには明に實如上人、即ち當時十二歳の光養丸に讓ると

載せられたれば、この二通にてその効果を生ずるものと考へらる。「功成り名とげて」とは、長祿元年父存如上人の後を承けてより三十二年の間、宗門興隆の爲め東奔西走し、山科の平野に一大伽藍を建立したれば、自身として爲すべき職務を十二分に果せし事を述べたるなり。南殿とは隱居所の別名にしてその位置必ずしも南に在りとの意に非ず。西野に在る本願寺派の西宗寺と音羽に在る大谷派の光照寺と何れも南殿の舊址なりと主張せしが、西宗寺は文明年間以來本願寺の附近に在りし末寺の一なれば光照寺が寧ろ南殿たるべきか。音羽に草坊を設けられしこと實悟の『拾塵記』に見えられたればかたゞ参考すべし。されど南殿が野村に在りし事を記せしものあれば一考の餘地あり。佛法三昧とは人々に接して親しく後生の一大事に就て説き聞せる事に全力を傾け、他を顧みざるを云ふなり。

二 (第三條)

佛恩の爲めに、名號稱へて、佛にまいらするは換物なり、自力なり。名號稱ふるは御たすけの難有やくと申す意なり。

彌陀如來の名號には諸善萬行悉く具はり、其功德利益窮りなしと雖も、佛恩報謝の稱名は、其功德に預れる事を喜ぶの餘り、自然に動舌發聲と現はるゝなり若しそれを取りちがへて、其功德を如來に廻入する爲めなりと考ふれば、換物となり、借財の濟し崩しの如き事柄となりて、他力にはあらで自力なり。佛號を稱ふるには、佛德讚歎の場合と、佛力に依る懺悔滅罪を目的とする場合とあり。報恩の稱名は前者にあり。念々稱名常懺悔の語は滅罪の懺悔に非ず。如來の大慈悲を喜び、我身を顧みて慚愧するを云ふなり。

三 (第八條)

御前に上々様皆々様御座の夜言く、あら恐ろしや、世間には物を食はず、寒き者多きに、食ひたきまゝ、著たきまゝに候ふ事、聖人の御恩にてあるぞ、この御恩を疎かに思ひ申す事あさましき事なりと、呉々仰ありけり。又番匠など仕り候時も、些かなる木の切はしを取り置かせ、大切にするは佛法の物と思ふ故なり、この心即ち冥加に叶ひたるといふなりと呉々御定あり。

佛恩に次で祖師の恩を知る事も大切なり。故に兩者を合せて佛祖の御恩とも云ふなり。祖師は佛の慈悲、即ち佛の本願力に依りて、我等如き者をも助け給ふ

事を知らしめ給へるが故に、佛恩を知るに至りしも、祖師の御苦勞ありし爲めなり。まして坊主分たるものは、衣食に至るまで佛祖の恵みと心得べし。當流にては佛の恩を知り祖師聖人の恩を知ること最も肝要なり。故に五帖の御文にもこの旨を懇に説き諭し給へり。又番匠以下は實踐躬行せられし次第を述べたるなり。番匠とは大工の事なり。大工の仕事場を見る時は、木材の寸法を計りて餘分を切り捨て、その切り捨てし中にも、注意して用うれば役に立つものなきに非ざれど、かゝる事に頓著せざる様なれば、かゝる些末の點にまで氣を附けられたるなり。冥加に叶ふとは、加は如來の加被力なり。吾々の知らざる間に如來の加被力あり。この點に就て相當の心得ある事を、冥加に叶ふと云ふなり。本書第二十四條には、蓮如上人の背に腫物の出來し際、第六男の蓮淳杉原紙を折りて膿を拭はんとせしに、これを制止し、何故左様に紙を浪費するやと告げ、これを三分して拭ひしかば「かやうに云ふ時はかり也、陰かげが本にてある

なり、かまへて佛法の冥加を能々思へ」とて訓誡せられし事を述べたり。「御定あり」とは御訓誡ありとの義なり。

四 (第十四條)

後生をば彌陀をたのみ、今生をば諸神をたのむべき様に思ふ者なり。淺間しき也。内心に佛法を信じ、外相に其色を隠すべき由、吳々仰せありけり。

後生と今生と何れも大切なり。その關係は次の如し。

後生——出世間——眞諦——信心

今生——世間——俗諦——行儀

當流にては、後生も今生も互に關聯すれば、これを區分して、後生は阿彌陀佛へ、今生は諸神へ御任まかせすべきに非ず。阿彌陀佛の御慈悲を蒙り、既に後生に

對する安堵も出来れば、今生に於ても正定聚に加へられ、當益のみならず、現益をも得らるゝなり。現益は即ち當益の副産物なり。これ決して諸神に祈りて得べきに非ざるなり。されば當流にては、諸神を無視するかと云ふに、決して然らず。諸神は佛法を守護し給ふ事、淨土和讃に現世利益の次第を示されたるにて知るべし。内心に佛法を信じ云々とは、文明十六年十一月二十三日の御文(四帖八通)に「在所ヲキラハズ大道大路又關屋渡ノ船中ニテモ、サラニソノハツカリナク、佛法方ノ次第ヲ顯露ニ人ニカタルコトシカルベカラザル事」と云へるに同じく、不慮の災難に遭遇せん事を懼れ、この注意ありしなり。即ち世間の事は努めて他の人士と同様に行ふも、内心は當流の宗義に背かざる様に心得べきことを云へるなり。同じく社參をするも、世間の人は神に祈り、當流の者はたゞ佛法守護の恩を謝するのみにて、兩者の間に相違あるも、この相違を口頭に出し、彼れ此れ云ふ時は延いて當流に對する非難排斥の聲となり、たゞ其

人の迷惑のみならず、宗門にも累を及ぼすものなれば、この點に注意すべきを教へたるなり。また第四十條にもこれに類する教語あり。

五 (第十五條)

淨土門に四箇の流々あれども、淨土門の本意は上人の御流ばかりなり。かるが故に繁昌あるべし。

淨土門に四流ありとは文明六年七月九日の御文(二帖十五通)に「抑日本ニヲイテ淨土宗ノ家々ヲタテ、西山鎮西九品長樂寺トテ其外アマタニワカレタリ」と云へると同じく、たゞ多數に分れたりとの謂なり。西山は證空、鎮西は聖光、九品寺は覺明房長西、長樂寺は隆寛を流祖とす。同じ御文に分派の理由を示して「アルヒハ聖道門ニテアリシ人々ノ聖人(法然)ヘマイリテ、淨土ノ法門ヲ聽聞シ給フニ、ウツクシク其理耳ニトマラザルニヨリテ、我本宗ノコ、ロライ

マダステヤラズシテ、カヘリテソレヲ淨土宗ニヒキイレントセシニヨリテ、其不同コレアリ」と云へるはよく其實情を洞察せるものと云ふべきなり。本書第二十三條に「念佛の流まらくなれども、此聖人の御すゝめの如くなるはなし」と述べ、同第四十二條には文明十九年正月の頃法然上人夢に現はれて「御流こそ誠に繁昌にて候へ、されば御望の如く我衣墨染になして候へ、今こそ一心専念の文には相かなひ候へ」と告げられしに、果して知恩院にて一時黄衣とせし御影像を以前の如く墨染に復せし事を掲げたり。

六 (第十八條)

一切衆生の往生は、彌陀如來の成就めされたれども、衆生疑深くして、信ぜずして今に流轉しけり。されば日光は四天下に普ねけれども、盲目は知らず見ず、日光照さざるに非ず。

己が眼のしるたるに由りてなり。その如く南無阿彌陀佛の正覺成り給ひたる上は、往生は決定なれども、信ぜずして生死に流轉しけり。

阿彌陀佛の正覺成就にして事實なれば、一切衆生は悉く淨土に往生すべき道理なるに、事實に於ては矢張り造る所の惡業に由りて生死に流轉しつゝあり。この事柄に就て日光と盲人とを喩に出して示されたるなり。十劫祕事は此點に於て心得違ひを生せし結果なり。

七 (第二十條)

廿八日御點心と御齋の間に、五時より四時半時まで、御式は上様、御念佛御坊様、御莊嚴は五具足、眞には相生の松、菊、深山

檜下草は水仙花、何れも上様の御立て候。

延徳元年十一月二十八日、宗祖御正忌報恩講の満座に就て記せるなり。點心とは茶菓などの輕便なる饗應にて、禪家の用語なるが、これ禪刹の行事を採用せしものなり。齋も亦幾分禪刹の様式に據りしものと思はる。五時とは現今の午
前八時、四時半時は午前十一時なり。御式は報恩講式を讀む事にて、これを蓮
如上人自ら勤められ、念佛の調聲は住持たる實如上人勤めらる。御坊とは本願
寺そのものなればその住持は御坊様なり。前卓には五具足を用ゐらる。平素は
三具足なるべし。この五具足も禪刹の莊嚴を移されたるものと推察せらる。花
瓶には立花、これもこの東山時代に流行せるものにて、佛前のみならず、床飾
にもこれを用ゐたり。蓮如上人自ら立てられし事なれば、花道を好まれ、この技
術に通せられし事を知るべし。傳ふる所に依れば、將軍義政の時、京都六角堂
頂法寺の專慈立華を善くし、慶長元和の頃專好これを大成し、所謂池坊流の基

礎を作りたりと云ふ。天文六年に成れる『仙傳抄』には文安以來の花道に就て述
ぶる所あり。立花は眞行草の三部より成る。眞に松、行に菊と檜、草即ち根ハヒ
に水仙を用ゐたるものなり。

八 (第二十二條)

神にも佛にも馴れぬれば信仰なし。されば熊野伊勢の神
主は神をば誠に信ぜず、たゞ參る人に錢まいらせよがしと
計りなり。それが如く此こゝに在る者も餘りに馴れくしく
思ふて、信仰申す方はなし。されば初に手にて直したるも
のを足にて直すべし。あらく淺間しやと吳々仰せあり
けり。

實に適切なる訓誡を教家の頭上に加へ給ひしものと云ふべし。熊野と伊勢とは當時貴賤の間に大勢力を有せし神社にて、當に代表的のものたり。信仰は第二とし、たゞ參物の少しにても多からん事を願ひ求むる様淺間しき次第なり。本願寺でも次第に馴れるにつれて信仰を等閑にし、手にてする事を足にてするに至るとは、實際の世情に通せし人ならでは申されぬ事なり。『蓮如上人御一代聞書』(一三八)にまた同様の教訓あり。

「前々住上人仰ラレ候、神ニモ佛ニモ馴テハ手デスベキコトヲ足ニテスルゾト仰ラレケル、如來聖人善知識ニモナレ申ホド御コ、ロヤスク思ナリ、馴申ホド彌渴仰ノ心ヲフカクハコブベキ事尤ナル由仰ラレ候」

九 (第二十五條)

聖教私に何れをも書くべき様に思へり。機を守りて許す

事なり。世間、佛法共に總じて許さぬ事ある也。女人のよく人に隠るゝはよく人に思はれんとなり。聖教を惜むはよく弘めんが爲め也。

古は本尊と聖教とは本山へ願出で、多額の志納金を差出して此に始めて下附を見たるなり。これを申物と云ふ。殊に漢文の聖教はこれを重んじ、容易に下附せざりしなり。然るにこの制度を喜ばず、如何なる聖教にても容易に下附せらるゝ様に希望せしよりこの訓言ありしなり。私にとは「希望するがまゝに」と云ふ程の意なり。書くべきとは書寫して下附する事なり。書寫に當りしは御一族並に御堂衆などなり。世間にも切紙傳授などとして、肝要の事柄を傳ふるに一種の制限を設け、密教の傳法の如きものとせる時代なれば、斯く述べられしなり。年若き女の後室に止りて多人數の前、または見馴れぬ人の前に出でざるは、慎み深きに依るとは云へ、短所の人目に觸るゝを恐れて此事あるなり。

即ちよく思はれん爲めなり。寺の寶物なども平素深く之を秘し、靈佛などを平素戸帳にて覆ふ事、また尊信の度を高めん爲めなり。當流の聖教も容易に下附する時は、従つて疎略にする事明かなれば、これに制限を設けたるにて、決して惜むには非ざる事を述べられたるなり。女を喩に出したるはよく世情に通じ給へる事を示せり。

一〇 (第二十八條)

無碍光の御本尊掛けたまひて、これは先年炎上の時火の中に在り、周りばかり焼け十字の文字一字も焼けず、奇特にてあるぞと仰せありて、その謂れを御裏書に遊ばされて、美濃殿に御付屬あり。不思議の御事也。

無碍光の御本尊とは歸命盡十方無碍光如來の十字名號の御本尊なり。覺如上人の頃より眞向の阿彌陀如來立像またはこの十字名號を本尊とせられたり。宗祖眞蹟の十字名號は三河桑子の妙源寺に在り。本願寺所藏の金泥の十字名號は豎四尺六寸、横一尺二分にして、文明十七年四月四日蓮如上人の記されたる裏書に「右斯本尊者從覺上人之時代本願寺常住之爲本尊、而奉修複之處也、當寺之重寶不可過之者也、可仰可信」とあり。この泥筆の名號は謂はゆる籠字に寫すものにしてこれをツツボ字の名號とも云ふなり。先年炎上の時とは、文明六年三月二十八日吉崎の坊舎焼亡の事なるべし。卷きて箱に收められたるより文字の部分残りしか。これに修覆を加へて保存されしは平素何事にも細心の注意を續けられし上人にして始めて此事ありしなり。美濃殿とは慶聞房龍玄の事なり。この人は金森の道西の甥にて上人の晩年に座右を離れず常隨給仕せる事蓮位の宗祖に於けるが如し。

一一 (第三十二條)

延徳二年十一月、報恩講は豫てより御巧みに御動座の御事なれば、如何にも潜かに御勤行ありたき由也。然るに廿一日の夜、大勢参り候間、順誓御使にて、豫ての御定を破り皆々参る曲事と、御使申され候へ共、下向の方もなし。重ねて慶聞房御使にて、往古より今に一年も缺けざる御勤行を破るは面々の御定を破る間、御勤行ある間敷也、下向ありて潜かに御勤行可然候歟、仰せなりとも祇候ありて勤行缺き申さるべき歟御返事申されよとあり。其時皆々下向ありて思召が如く御沙汰ありしかども、日々に尙ほ次第に群集是非

なくて、七日七夜無爲に果て参らせ、尙々靜かにて佛法の御本意共種々御掟ありけり。

延徳元年三月、將軍義尙近江鈎里の陣中に薨去し、義植(義材)次で將軍となる。同三年八月義尙の遺志を繼ぎ佐々木高頼を討たん爲め近江へ進發す。この事實と次の條に七十七歳と云へるに依れば、延徳二年にあらで三年の事なるべし。『蓮如上人一期記』(六八)に「京中ソノ外モ萬ツ、シミニ付テ諸宗共ニツ、シミアリシ時節ナレバトテ兼テヨリノ仰ニ用捨アルベキ由ノ仰ニタイカニモヒソカニ勤行等アルベキトノ御巧也」と云へり。法敬房順誓の注意にて退散せず、慶聞房龍玄よりの申渡にて漸く退散を見たり。無爲にとは無事にと云ふ程の意なり。また魔事なく、障りなくと云ふと同意なり。

一二 (第三十三條)

我は若き時より、如何なる藝能なんども嗜まばさこそあらんずれども、若き時より今八旬に及ぶ迄の望は只一切の衆生彌陀をたのみ、他力の信を取りて報土往生あれかしとばかりの念願にて七十七歳を送りたり。其外は更に別の望なしと仰ありけり。御前の衆生老若皆々涙を流しけり。又その明る日丹後殿御齋にて、慶聞房さても先夜の仰ありがたさとて、重ね々御讚嘆ありて、この御志なればこそ奥州蝦夷までも行き越え繁昌ある御事、たゞ不思議なりとて、また皆々落涙ありけり。

上人が立花の心得ありしことは前條に見えし所なるが、竺一檢校、城菊檢校など、往來して和歌を詠じ、能狂言を催されし事もありて藝能に多少心を寄せら

れしが如し。されどこれたゞ佛法興隆の餘暇を利用しての事にして若しこれに全力を傾注されしならんか、これを大成し世の視聽を集めたるならんも、たゞ願ふ所は宗門の繁榮を計り、一人にても多く他力の信心を得て報土往生の素懷を遂げしめんと、この事に日夜力を用ゐられたるなり。丹後殿とは下間頼玄法名蓮應にして上人の股肱となりて化導を助けたる人物なり。

『蓮如上人一期記』(六九)には、「然ルニ其後ノ夜丹後法眼宿所ニテ去夜ノ仰ノ忝旨ヲ龍玄順誓空善等申出シテカ、ル御懇志ノ旨ヲ申出サレ此御慈悲ナレバコソ此上人ノ御代ヨリ九州奥州エゾ島マデモ御法流ノヒロマレル事ナレト」云々とあり。慶聞房とは龍玄なり。文明五年八月十二日の御文(一帖七通)に「ナカニモコトニ加賀、越中、能登、越後、出羽、奥州七ヶ國ヨリカノ門下中コノ當山へ道俗男女參詣ヲイタシ群集セシムルヨシソノキコエカクレナシ」と云へり。この出羽、奥州に弘まりし教法は、津輕海峽を越えて蝦夷即ち今日の北海道に

及びたるなり。『蓮如上人一期記』の巻頭に「荆タン國人モ觀世音菩薩ノ示現ニヨリテ我朝ヘワタル、蓮如上人ノ御勸化ヲウケテ本國ヘ歸リニキ、又ハエゾ島マデモ御教化ノアマネキ事ハアリガタキ事ナリ」と云ひ、同書七十九條に依るにこれ堺にて教化を受けたるなり。荆タン國は一に荆膽國とせるもこれ契丹國の事にして唐末五代の頃より北宋の末まで、西曆九〇七年より一一二五年まで滿洲地方に據れる民族なり。我國の崇徳天皇の世天治二年に蒙古に亡ぼされ、更に甘肅地方に移り、一二〇一年即ち建仁元年まで西遼として存續せり。これより二百七十年を經過せる應仁文明の頃に契丹人の堺港に來る筈なれば、ただに蒙古人と云ふ程の意なるべし。

二三 (第三十四條)

或夜仰せに、我は身を捨たり、故は先住も行儀をも聲明をも

固く御教へ候へしかども、田舎の衆にても常住の衆にても、對しめされて、平座にて一首の和讃の意をも、また御雜談など仰せられたる事はなし。然るに俺は寒夜にも蚊の多き夏にも、平座にて誰々の人にも對して雜談をもするは佛法の不審を問へかし、信をよく取れかしと思召して御辛勞を顧みず、御堪忍ある事也。然るにさと思入たる人は一人もなし。結句寒氣さむけに疾く御靜まりあれかしなどばかりにて、片陰に眠り居たるばかりなり。さらに我爲めに斯様に御辛勞を召され候と思ふ者一人もなし。又宵より疾く寝る事、又晝寝なども無し。たゞ佛法を嗜み大事と思召すばかりなりと仰せ候ひき。

先住とは『蓮如上人一期記』(七〇)に依るに、巧如上人存如上人二代の事なり。『御一代聞書』(二二二)には「善如上人、綽如上人兩御代ノ事前住上人仰セラレ候フコト兩御代ニハ威儀ヲ本ニ御沙汰候ヒシ由仰セラレシ」と云へば善如上人より存如上人まで四代の事を指して述べられしなるべし。行儀とは威儀作法なり。聲明は『實悟記』にも「當流ノ聲明ハ小原流也、總而諸宗共ニ聲明ハ小原千本兩流ヲ本トスルナリ」とありて天台宗と關係深き當流は、大原にて傳ふる聲明を用ゐたるなり。儀式にのみ重きを置く時は、都て外形にのみ拘泥し、精神を失ふものなれば、上人はこの儀式よりも法談を重んぜられたるなり。平座とは親しく僧俗に接して、聖教又は和讃の一節を抜き出し、これに就て平易に教化を行ふなり。これ今日の説教にして古は唱導、談義、法談など云へり。されど談義は講經の通俗化せるものにて禪家のしんざ陞座説法と同じく、椅子に據り前に卓を置き、經論などを披きつゝ靜かに述ぶるものにて、上人の法談はこれと稍傾

向を異にし、平座にて談話せしなり。故にこの書第百條にも「仰に身を捨て、平座にて皆と同座するは聖人の仰に四海の信心の人は皆兄弟と仰せられたれば我もその御言葉の如くなり、又同座をしてあらば不審なる事をも問へかし、信をよく取れかしとの願ひなりと仰せ候ひき」と云へるにてよく意のある所を知るを得べし。

一四 (第三十七條)

仰せにわれ往生して後、誰の人懇に云ふべきや、今云ふ所何事も金言なり、能く心得べしと吳々仰せに候ひき。

『御一代聞書』(二四四、三〇九)に病中に「今我イフコトハ金言ナリ、カマヘテ、能く心得ヨ」と諭されし事を掲げたり。黄金は此世にて貴重なれば、その黄金

に比すべき貴重なる言葉と思ひ、輕々しく聞くべからずとの意なり。老境に入り命終の期も遠からざる事を考へながら、教導に特に力を致されし様子を知らに足らん。

一五 (第三十九條)

加賀より出口殿、山科殿までの御作の御文の一々に美濃殿に讀ませ參らせさせ給ひて、言く、俺がしたるものなれども殊勝なりとて、御機嫌にて色々御雑談共也。

吉崎在住の頃より出口、山科へ移られし頃までの間に作られし御文を順次に慶聞房龍玄をして讀ませられ、自分の作りたるものながら餘りの殊勝さに感嘆されたりしなり。吉崎は越前なれど加賀との國境に近き所に在ればかく云へるな

り。御文の起草は現存のものにて云はゞ、寛正二年三月に作られしもの最も古く、文明二年以前は僅かに五通にして何れも帖外なり。文明三年より明應七年まで帖内八十通、帖外百八十通、その中にて年號を缺くもの數十通あれど、概して御文の起草は文明三年吉崎坊舎建立以後と知るべし。『蓮如上人御若年砌事』には次の如く見えたり。「其後遠國へ御修行ナサレサフラフ、越前ノ吉崎ノ御坊ニテ彌佛法ヒロマリ申サフラヒテ、御文ヲ御ツクラセサフラフ事ハ安藝法眼申サフラヒテ御ツクリサフラヒテ、各難有ク存サフラフ」

御文は隨時これを作り、參集せる人々に讀み聞かせ、時として門弟に附與せられしが、手元には必ずこれを寫して留め置かれたるものと思はる。越中西赤尾の行徳寺には上人の自筆にて八通を寫し表紙に「消息文明第五第六 兼壽」と題せるもの一冊あり。即ち自らこれを寫し、時としては近侍の門弟に寫さしめ、簡略にして一般的のものは幾回も使用し、後には年月日の記入を省略せられしも

のと思はる。老境に入れば前途に望も少く、たゞ過去を追懐して喜ぶはこれ人情の常なり。玄奘三藏の如きも麟徳元年正月門人の嘉尙をして一生の間に修せし福業を記録し、これを讀上げしめたる事、その傳記に見えたり。

一六 (第四十一條)

或時仰せに、俺ほど名號書きたる人は日本にあるまじきぞ、と仰せ候ひき。時に美濃殿三國にも稀にあるべく候と申上げ給へば、左様にあるべしと仰せ候ひき。誠に不思議なる御事なり。

『實悟記』(一一二)に「蓮如ノ御時ハ廿五日御齋前ニ名號ヲ三百幅マデアソバサレ候ト注タル物ニ御入候キ、然バ廿八日十八日御齋前にも百幅二百幅名號を被遊

タル事ニテ候、實如ノ御時又同前ニ御入候キ」とあれば、多數の名號を書かれたる事明かなり。日課念佛と同様の趣意にて名號を細書する事、文祿慶長の頃より稀に行はれ、徳川家康の日課名號と稱するものも傳はれり。されど蓮如上人の書かれたる名號は本尊として門弟に與へられしものにして、日課名號とは性質を異にせるなり。上人の名號は初は古來の慣例に従ひ、主として十字名號を書かれしが、應仁文明の頃より以後は専ら六字名號を草筆にて書せられたり。宗門次第に榮え門弟の數を増せしより草筆にて書せられしなり。また十字名號を改めて六字名號とせるは無碍光流とて他より誹謗せる爲めなり。

一七 (第四十五條)

延徳四年五月初頃、大津近松殿に厚朴の花五ツ咲き實のなりたるを御持參あり。やがて遊ばし候ひき。仰せに東山

慈照院殿には花一本咲きたるを御詠に遊ばされたり。

ふたつともみつともさかぬ花なれば

たゞ一乗のほうがしは哉

と遊ばしけり。その如くわが御身も思召しよれりとして

朴の木に實こそなりぬれ世の中に

弘まるものは彌陀の本願

と遊ばされけり。誠に五ツ咲きたる事も不思議なり。た

だ佛法繁昌すべき瑞相なりと仰せ候ひき。

大津近松殿とは三井の園城寺の南別所にして文明元年二月十二日より同十二年十一月十八日まで祖像を安置せし坊舎なり。祖像復座の後も從來の如く、出口などの坊舎と共に兼帶所としてこれを重んぜられたり。東山慈照院殿とは足利

義政將軍を云ふ。寶徳元年征夷大將軍に任せられ、文明五年職を義尙に譲りしも義尙未だ幼少なりしより政事を執れり。文明十二年東山如意嶽の麓に別業を營みしが、延徳二年義政薨去の事ありて後、遺命に由りて寺とし、慈照寺と云ふ。銀閣寺これなり。義政の室富子は日野氏の出にして、文明十三年の御文に「又其内ニモ御臺様御成アリテ、此御影堂御覽アリシ事ヲ思ヒツクレバ、前代未聞ノ事ト云ナガラ、タゞ事トモ思ハズ、忝モ思侍リキ」と云へるは山科に御影堂の出來上りし時富子も來りて一覽ありし事を述べたるなり。上人が自ら將軍家に伺候されし事ありや否や詳かならざるも、義政の室にして義尙の母たる富子の親しく山科の坊舎に來れる事より考へ、近侍の者など互に往來せしなるべし。義政將軍の歌は東山に閑居せられし頃のものなるべく、慈照院准后御集一卷（續群書類從四二七）あれど此歌見當らず。上人の和歌は當時流行の連歌の調を帯び竺一檢校など、共に歌に心を寄せたる事文明十一年十二月の御文（帖外六〇）

に見えたり。後に至り實悟これ等の歌を集めしもの願得寺に傳へたり。厚朴の事は『和漢三才圖會』卷八十三に「五六月開細紅花結細實如冬青子生青熟赤有核」と云へる『本草綱目』の説を引用し、夏花を開き狀牡丹の花に似て淺紫色なり、大なるは一尺許りなりとし、花紅にして細なりとせるもの並に當らずと云へり。

一八 (第四十六條)

疫癘とて人多く死す。うつるに由りて病みもし死するに
てはなし。たゞ因果にて病みもし死にもするなりと仰せ
ありて、やがて當座にて其理りを御文に作り給ひて、順誓御
前へ參り候にやがて遊ばしけり。

延徳四年六月に起草されたる御文(四帖九通)の來由を知るべし。これ法敬房順誓
へ與へられし御文なり。

一九 (第五十三條)

仰せに、加賀の安藝誤りをも直したる由を御門徒して詫び
候はゞ聽す事もあるべきに、細川の玄番頭へ告げて權家に
て詫び候間聽さずと仰せ候ひき。

加賀の安藝とは、上人吉崎に在住ありし時、座右に侍せる下間蓮崇を云ふ。こ
の安藝法眼蓮崇の不心得に依りて、夜中舟にて吉崎を没落せられし程なれば、
爾來勘氣を蒙りて上人に近づく事を許されず。然るに後に至りて細川政元を介
して上人に謝罪せしに、門徒を仲介者として申入るゝならば聽すこともあらん

に、當時權勢比類なき細川政元を利用して赦免を得んとする態度は好ましからざれば、これを拒絶せられし事を述ぶ。細川政元は父の勝元以來將軍家の管領として勢力あり。明應二年、將軍足利義植よしたね、畠山義豊を討つや、義豊政元に依頼して赦免を求めしに、將軍聽かざりし故、義植を幽し、義政の子義澄を迎へて將軍とせるが如き、その權勢の大なりしを知るべきなり。而してこの安藝の爲めに謝免を請ひしも明應元年の頃なり。『御一代聞書』(二四〇)には蓮崇に就て次の如く述べたり。

「安藝ノ蓮崇國ヲクツガヘシ曲事ニ付イテ御門徒ヲ放サレ候、前々住上人御病中ニ御寺内へ參リ御詔言申シ候ヘドモトリツギ候フ人ナク候ヒシ、其ノ折節前住上人フト仰セラレ候、安藝ヲ直サウト思フヨト仰セラレ候、御兄弟以下御申スニハ一度佛法ニ仇ヲナシ申ス人ニテ候ヘバイカバト御申シ候ヘバ、仰セラレ候ソレゾトヨ、淺間敷事ヲイフゾトヨ、心中ダニナホラバ何タルモノ成トモ御スギラレ候」

モラシナキコトニ候ト仰セラレ候ウテ御赦免候ヒキ、其ノ時御前へ參リ御目ニ懸ラレ候フ時感涙疊ニウカビ候フト云々、而シテ御中陰ノ中ニ蓮崇モ寺内ニテスギラレ候」

この條に前住上人とあるは實如上人に非ず、矢張蓮如上人なれば前々住上人とあるべきなり。實悟の『蓮如上人仰條々連々聞書』十七には「ヤガテ御中陰ノ初ツカタ三月廿八日ヤランニ蓮崇往生アリ、不思議ナリシ事共也、宿善ノ程可申ヤウモナキ難有事也」と云へり。

110 (第五十六條)

言く、法然上人の仰せに、我菩提所を作る間敷、我跡は稱名ある所、即ち我跡なりと仰せありけり。また跡を弔ふと云ひ

て、位牌卒塔婆を立つるは輪廻する者のする事なりと。

これ『法然上人行狀畫圖』の一節に據りて述べられたるなり。同書卷三十七に「又法蓮房申サク、古來ノ先德ミナソノ遺跡アリ、シカルニイマ精舎一字モ建立ナシ、御入滅ノ後イツクヲモテカ御遺跡トスベキヤト、上人答給ハク、アトヲ一廟ニシムレバ遺法アマネカラズ、予ガ遺跡ハ諸州ニ遍滿スベシ、ユヘイカニトナレバ、念佛ノ興行ハ愚老一期ノ勸化ナリ、サレバ念佛ヲ修セントコロハ、貴賤ヲ論ゼズ、海人漁人ガトマヤマデモミナコレ予ガ遺跡ナルベシトゾオホセラレケル」

また卷三十九に

「上人臨終ノトキ遺言ノムネアリ、孝養ノタメニ精舎建立ノイトナミヲナスコトナカレ、心ザシアラバオノノ群集セズ、念佛シテ恩ヲ報ズベシ、モシ群集アレバ鬪争ノ因縁ナリトノタマヘリ」

法然上人の遺誡は、菩提所と云はんよりも寧ろその宗門を弘むる根本道場としての寺院なり。天台宗の延暦寺、眞言宗の金剛峯寺の如きを云ふなり。これを菩提所とされしは後の「輪廻する者のする事也」を云はん爲めなり。信心決定こそ最も肝要なるに、これを思はず、たゞ追善の佛事にのみ力を注ぐもの多きを見て憤慨し、これを述べられたるなり。遺跡を菩提所とされしは隨義轉用にして識見の高きを見るべし。

一一一 (第五十七條)

勸修寺道德、明應二年正月一日に御前へ参りたるに言く、道德は幾何になるぞ、道德念佛申さるべし、自力念佛と云ふは、念佛多く申して佛に参らせ、この申たる功德にて佛のたす

け給はんずる様に思ふて、稱ふる也。他力と云ふは彌陀をたのむ一念の起る時、やがて御たすけに預る也。其後念佛申すは御たすけありたるありがたさくと思ふ心を喜びて、南無阿彌陀佛くと申す也。これ自ら我力を加へざる心也。されば他力とは他の力といふ心也。此一念臨終まで通りて往生する也と仰せ候ひき。

勸修寺村は山科の南にあり。野村より十町ばかりを隔つる地に在り。證如上人の御日記に山科七郷の文字あり。或は其一なるべし。年始より歳末に至るまで、教化に全力を用ゐられし事、この條並に『御一代聞書』(二七)に、十二月六日富田殿へ下向の節、前夜多數の門弟伺候せるに對し「無益ノ歳末ノ禮カナ歳末ノ禮ニハ信心ヲトリテ禮ニセヨ」と仰せられし事を傳へたるにて知らるゝ

なり。この歳末の禮に就て思ひ出さるゝは、上人の高弟幸子房にも此事ありて、山科の御坊に蓮如上人、大津の御坊に順如上人ましまして頃、人々兩所へ年始の禮に參られしに、幸子房は山科より、また法敬房願誓は大津を出で、共に逢坂山に向ひ、兩人途上に出會ひて、法敬房より先づ御慶御満足といはれし時、幸子房はこれに答へて「我等ニ左様ノ公界ノ禮儀ハ不ノ入候、一言ナリ共御恩ノ方有難旨可ノ承」と申されしと傳へたり。(仰の條々連々聞書)本書第五十四條にも道德に對する教化と同様の御言葉あり。

「自力の念佛と云ふは念佛多く申して彌陀に參らせて罪を消し失はんとの心也、御一流には彌陀をたのみ參らせて彌陀にたすけられ參らせて後、御たすけの難有さよと思ひ參らする心を口に出して南無阿彌陀佛と申し參らする也」これ前年即ち明應元年の末頃に示されたる御言葉なり。

一一一 (第六十六條)

十月二十八日迨夜に言く、正信偈和讃を讀みて佛にも聖人にも參らせんと思ふが淺間しや、他宗には勤をして廻向する也、御流には他力信心をよく知れと思召して、聖人の和讃にその心を遊ばされたり、殊に七高僧の御懇なる御釋の意を、和讃に聞分る様に遊ばされて、其恩をよく存知して、あら貴うとやと念佛するは、佛恩の御事を聖人の御前にて喜び申す心なりと、吳々仰せ候ひき。

十月は明應二年または三年なり。古より經を讀むは佛徳護歎にて功德多しと考へられたり。當流にて正信偈和讃を讀むもまた、これと同様に考へられんとす

る傾向あり。讀經よりも寧ろ正信偈和讃を讀むことを勧め、文明五年これを開版されし上人の趣意も、動もすれば没却されんとするを見てこの教誡ありしなり。宗祖が七祖の釋義を懇篤に和讃に作られしは、在家無智の者にも容易にこれを知らしめん爲めなり。和讃に述べらるゝ事を聞分け他力の信心を取り御恩を思ひ浮べ、宗祖の御前にて喜び申さざるべからず。他流の如く功德を積み回向する爲めと心得れば大なる誤なり。また本書九十一條に「朝夕正信偈和讃にて念佛申す往生の因になるべきか、因にはなるまじきか」と門弟に尋ねられしに、因になるべしと答ふる人となるまじと答ふる人とありしに、これに諭して「何れもわろし、正信偈和讃は衆生の彌陀如來を一念にたのみ參らせて後生たすかり申せとの理りを遊ばされたり、よく聞きわけて信を取りて難有や」と聖人の御前にて念佛申し喜ぶ事なり」と述べられし事を載せたり。

二三 (第六十七條)

仰せに、聖教をよく覺えたりとも、他力の安心を確と決定なくばいたづら事也。彌陀をたのむところにて、往生決定と信じて、ふたごゝろなく臨終まで通り候は、皆往生すべき也。

聖教は禪家にて云ふが如く、月を指し示す指なり。月を見んと欲すれば指の形に意を止めずまたその大小黑白などは問題とならざるなり。月を見る事を得れば、指は最早不用なりたゞ月を見るまで必要なり。然るに他力の信心をも決定せず、たゞ聖教の上へのみ意を注ぎ、その詮索にのみ没頭して日を送るは誤れり。世間に手段と目的とを混同する場合多し。即ち聖教の上に通ずるのみにて能事終れりとするは手段を目的と考ふるが如し。

二四 (第六十九條)

明應四年一月十九日、富田殿より上様御上洛にて仰せに、當年よりひそかに御佛事を御沙汰ありたきとの御事、頭人は前の日上りて次の日下るべしとの御定あり。御堂には常住衆と頭人の衆ばかり留るべしとの御事也。

亂世の事とて、多人數の集合は武家よりの申入れにて、差控へざるべからず。正月二十五日は法然上人の忌日なればこの佛事を指すか。頭人は地方の門徒にて佛事並に御齋に参加する役なり。御堂にて多數の人々徹宵横臥せず、法門上の事を語りながら朝の勤行を待つ風習ありしより、たゞ常住衆と頭人とのみ御堂に残り、他は悉く退散せしめたるなり。常住衆とは御堂衆の事にして、常に

御堂の勤行などに従事する人々なり。『實悟記』に「古者御堂衆ハ六人候ツルト申、六人供衆トテ是ハ平生精進ニテ候キ、妻子モナク不斷經論聖教ニタヅサハリ、法文ノ是非邪正ノ沙汰バカリニテ候ツル由ニテ候」とせるこれなり。富田殿とは大阪府三島郡富田町に在りし御坊にて、文明年中管領細川勝元三萬五千坪の地を上人に寄せたるに由來すと云ひ、明應七年秋これを蓮藝に與へ、教行等と號せしが、第五世證誓の時寺を大和に移す。これ箸尾教行寺とて大谷派五箇寺の隨一たり。御上洛とは山科の御坊に入られたるを云へるなり。洛外なれどかく云へるなり。

二五 (第七十四條)

仰せに、時々懈怠する事あるとも、往生すまじきかと疑ひ嘆く事ある者あるべし。然れども早や彌陀如來を一度たの

み參らせて、往生決定の後なれば、懈怠多くなる事にあさましや、かゝる懈怠多くなる者なれども、御たすけは治定なり、難有やくと喜ぶ心を他力大行の催促なりと申すと仰せ候ひき。

これ『歎異鈔』第九章に「念佛マウシ候ヘドモ踊躍歡喜ノ心オロソカニ候フコト、マタイソギ淨土ヘ參リタキ心ノ候ハヌハ如何ト」宗祖に問へるに對し「他カノ悲願ハ此ノ如キノワレラガタメナリケリ」と示されし事を掲ぐるものと同一の御教示なり。

二六 (第七十九條)

七月二十日、御上洛にて其日言く、五濁惡世の我等こそ、金剛

の信心ばかりにて、ながく生死をすてはて、自然の淨土にいたるなれ、この次をも御讚嘆ありて、この二首の讚の意をいひてきかせんとて上りたりと仰せ候ひき。さて自然の淨土にいたるなり、ながく生死をへだてける、さてくあらあら面白やくと、吳々御定ありけり。

七月は明應五年なり。何れより上洛ありしか、當時は富田、堺、山科の三所を互に往復されたるなり。この和讚は高僧和讚の善導章第十五首なり。第十六首は「金剛堅固ノ信心ノ、サダマルトキヲマチエテゾ、彌陀ノ心光照護シテ、ナガク生死ヲヘダテケル」なり。御法談は聖教の一節を首題としこれに就て述べられたるにて、この事我宗の通規たり。その由來を尋るに、宗祖の御法談と密接の關係ありと考へらるゝ假名法語は『三經往生文類』より『尊號眞像銘文』一

念多念證文』など何れも聖教の要文に就て述べられたれば、基く所は宗祖當時に在りと考へらる。蓮如上人は、正信偈和讚の讀誦を一般の門弟に勧められし事なれば、主として和讚の一二首を採りこれに就て教化ありしなり。自然の淨土とは我等凡夫の言葉にては充分に説き現はし難きより、自然の淨土と云ふなり。西方の阿彌陀如來を法性法身とし、その形像を方便法身とせられしと同格の御教化なり。この二首に就て、深旨を門下に傳へんが爲めに、八十二歳の老軀を押して上洛ありし御苦勞は、門下の人々を感動せしめたる事ならん。この年の三月二十七日堺より上洛ありて、翌日自信教人信の意を述べんが爲めなりとて「上下辛勞なれども御出あるところは信を取りて喜ぶ由申す程に喜しさに又上りたり」と告げられ、四月十二日まで留りてまた堺へ下られたり。

二七 (第八十四條)

御兒様、御得度八月十五日彼岸の結願なり。時に北殿殊の外に御辭退の由、南殿へ御申し、殊に開山聖人の御家を繼ぎ御留守申す事は、器量なくては一大事にて候へば、我さへ御隠居ありたく候に、吾兒が事はこれ様にて法師に御なし候てとの、二三度まで三位殿して南殿へ御申候處に、御定に、昔よりその例ある事を勿體なし、その上は器量はいらぬ事也、それは私なりと、御述懐どもにて御座候ひき。然れば青蓮院殿にて佳例にまかせ御得度なり。八月十五日明月の夜八ツ時に御歸りあり。南殿様、近松殿も御大慶無_二申計_一御座候。御坊様、照如様、南殿へ御參りの事なり。やがてその曉堺殿へ御下向ありけり。

御兒様とは實如上人の長男、童名光高、後に光圓と改む。明應五年八月十八歳にて得度あり、法名を照如といふ。明應九年十二月十五日二十二歳にて早世ありしかば、法燈を繼ぐに至らずして世を去れるなり。結願とは佛事の最終日の事なり。現今にても彼岸會には特にこの名稱を使用す。由來する所古きを知るなり。北殿とは當代の實如上人、南殿とは隠居されし蓮如上人なる事云ふ迄もなし。三位殿とは蓮如上人の六男蓮淳なり、近松殿も同じく蓮淳なり。本願寺系圖に「號_二光應寺_一三位_二法印權大僧都_一、初居_二江州近松_一、後住_二河州久寶寺_一、號_二顯證寺_一、開_二勢州長島願證寺_一、天文十九年庚戌八月十八日八十八歳卒」と見えたり。御坊様は實如上人、御坊は本願寺の事なれば其住持たる實如上人は御坊様なり。夜の八ツ時とは午前二時なり。得度の式は夜分に行ふものなれば、終了の後青蓮院を出で、山科に戻れる時は午前二時頃となれるなり。魔事なく相濟み蓮如上人も蓮淳も大に喜ばれ、實如上人は照如上人を伴ひて蓮如上人の隠居

所へ御挨拶に赴かれ、一夜殆んど眠る暇なく、蓮如上人は夜の明くるを待ち満
足して堺に向つて出發せられたるなり。謙遜深き實如上人は、我身さへ他の兄
弟を排して法燈を繼げるを過分と思へるに、我兒まで法嗣に選定され、青蓮院
にて得度を行ふ事頗る恐縮なり。願はくば當方にて得度を行ひ、地方の寺に居
住せしめんとて辭退せられしを、蓮如上人聽し給はず。且つ法燈を繼ぐには左
まで手腕を要せず、強て辭退せんとするは私情よりの事なれば、更に其儀に及
ばざる事を諭されしなり。

二八 (第八十八條)

明應六年四月十六日、御上洛にて、其日御開山聖人の御影の
正本、厚紙一枚に御自らの御筆にて御座候とて、上様御手に
御披げ候て、皆に拜ませ給へり。この正本誠に宿善なくて

は得拜見申さぬ事也と仰せ候ひき。次に法然上人の御筆
の名號、慕歸繪、何れも同時に拜見申し候ひき。

御開山聖人の御影の正本とは、鏡御影と稱せらるゝ畫像なり。御自らの御筆と
の傳説ありしならんも、實は專阿の筆にて次の裏書あり。

專阿彌陀佛信實朝臣息也
號袴殿 奉拜聖人御存生之尊像謹奉圖畫之末代無雙重寶仰可歸
敬之 毛端不奉違云々所得其證也

延慶三歲 庚戌十一月二十八日以前奉修補遂供養訖

應長元歲 辛亥五月九日於越州

教行證講談之頃記之了

寸法は上部に押せる色紙の贅を加へて縦一尺八寸七分、横一尺九分、この畫像
は畫師の手元に殘し置ける下繪にして、覺如上人これを何れよりか譲り受け、
延慶三年十一月これを修補し、翌年五月越前にて裏書を記入せられしなり。割

合に小形なれば御手に御披げと云へるなり。安城の御影は縦四尺三寸、横一尺三寸五分にして寛正二年十月之を借り受けし際修復を加へ、文明十二年に之を一覽ありて裏書を加へられたり。法然上人御筆の名號とは今も本山にかく傳ふる御名號あり。これ法然上人の眞蹟と斷定するを得ずと雖も、既に古くよりかかる名號を傳へしを知るなり。慕歸繪は覺如上人の繪傳にして、十卷あり。詞は從覺の作、繪は藤原隆章、同隆昌の筆、文明年中將軍家の希望にて提出せしに數年を経て返却の事なく同十三年十二月飛鳥井中納言入道宗世の取次にて漸く戻されしも、此時一と七との二卷を失ひたれば、藤原久國をして之を補寫せしめたり。今は國寶たり。上人は常に寺寶を大切に取扱はれ、時としては昵近の門弟に示されしを知るなり。

二九 (第一百七條)

或時仰せに、我御身の御母は西國の人なりと聞及び候程に、空善を頼み播磨までなりとも下りたきなり。我母は我身六の年に捨て、行方知らざりしに、年はるか後に備後にある由四條の道場より聞えぬ、これに依りて播磨へ下りたきと云ひければ、空善走り廻り造作し候由候、命あらば一度下りたきなりと仰せ候ひき。

蓮如上人の母に就ては『蓮如上人一期記』に

「御母儀御方ニ何方ヨリワタラセ給フ人トモシラズ、何ノ頃ヨリスマセ給御方トモ更ニ人シラズシテ、男子一人誕生アリテ養育シマシマセリ、スデニ若公モ成仁ナリ給ヒテ六歳トマウス時布袋若公ノ壽像ヲカ、セテ表補衣ヲデサセラレテ我ハコ、ニアルベキ身ニアラズトテ應永二十七年十二月二十八日ノ日ノ景ノ

暮カタニ我ハ西國ノ豊後國ノ者ナリト言テ、ツレサセ給人モナクテ只ヒトリ座敷ノウシロノ妻戸ヲヒラキ出給トミエ侍リシガ行方シラズナリ給フ、不思議ナリシ事ドモナリ、サテ其後或人近江國ノ石山ノ觀音堂ヘマイリタリシニ内陣ヲノゾキケレバ布袋若公ノ壽像カ、リ給ヒテ侍リシヲ見タテマツリ、オドロキ不思議ニオモヒ寺家ノ僧ニ近ヅキヒソカニ尋侍リシニ、カノ御母儀ノ東山ニマシマシシ程ハ石山ニハ觀世音菩薩モオハシマサズトミタテマツルトノ支證ヲ色々ミ侍ケル由ヲ寺家ノ僧ノカタリケルトゾ申シケル、マコトニカノ御母儀ノ御方ハウタガヒナク觀世音菩薩ニテワタラセ給ケルコトヲ各カタリアヒケルニ人々タシカニシレル事ナリケリ」

と云ひ、また母の事蹟を知らんと欲し人を遣はせし事、並に幼時の畫像を作らせし事に就て同書に次の如く記せり。

「サテ蓮如上人年ヘダ、リテ後西國ノ豊後國ニ人ヲ下給ヒテ御タヅネアリシカ

ドモサラニ左様ノ人ノユカリトテモナキ由ヲ申シ侍リシカノ國ノ人々モカタリ申サレケリ、其後豊後ノ國ヘ御下向アルベキトテ度々尋給ヒシカドモ彼御ユカリトテハナカリシ事共ナリ」

「又四十餘年ノ後六歳ノ時ノ壽像ヲカキタリシ繪師ガ所ヲタヅネサセタマヒケルニ、其壽像モアマタ書タリシトミエテ、其繪アマタ残りタリシヲ、ソノ中ニヒトツ似タリトテ、其壽像ヲカ、セラル、其時我母ニ別レ侍リシ時ハカノ子ノ紋ノ小袖ヲ著シタリト仰セ給ヒテカノ子小袖ニカ、セラルソノ上ニ讚ヲ書載ニシケルニ云」

讚の語は『蓮如上人遺徳記』に載せたり。

本名名ニ布袋 名乗號ニ幸亭

爲ニ六歳ニ離レ母 當明應八年

終ニ八十五歳

空善は蓮如上人の母を備後の人と傳へ、實悟は豊後の人と傳へたり。豊後は備後と其音似たれば聞誤りたるなるべし。空善の播磨に下りしは備後に近きを以てなり。播磨飾西郡英賀に本徳寺を設け、實如上人の息實玄これに住するに至りしも、この爲めなり。四條の道場とは金寶寺の事なるべし。『山科連署記』は信用し難き記事も少からざる書なるが、此書に載する所稍々異なるものあり。「賀茂ノ鳥居ニ御ウブ衣掛リ候テ御座候トモ申シ又ハ石山ノ觀音ノ戸帳ニカ、リタルトモ申シ候ガ御身ノ仰ニハ我ハ備前尾道ノ者ナルヨシ仰ラレ候ヘバ大略石山ノ戸帳ト申スコト實ニテ候ヤ、カノ石山ノ本尊ハ備後尾道淨土寺ノ本尊ト同一體ニテ十一面觀音トカヤ申候」

鹿子御影と稱するもの越前藤島超勝寺(大谷派)に傳はれり。立像にしてこれ正本に非ざるべきもこれに近きものと思はる。『福井縣史』に撮影して之を載せたり。石山寺にも鹿子御影かのこと稱する坐像あり。これ遙かに後代に至りて傳説に基

き畫けるに過ぎず。前掲の文に四十餘年の後とせるは十七歳の得度より數へたるものなれば六十歳即ち文明六年の頃となる。されどこれ必ず明應年間の事と思はるゝなり。

三〇〇 (第一百十條)

信のなき者を見れば偏に悲しきなり。また佛法を惡く扱ひ振舞ひ佛法の仇をなす人を聞けば、病むより猶ほ悲しきなり。

佛法の爲めに渾身の努力を以てせられし事とて、此言葉ある事當然なり。本書第一百六條に明應七年五月七日上洛ありて其時の仰に「信心なき人にはふつと遇ふまじ、信のある者には召しても見たく候、遇ふべし」と申されしとせり。ま

た第百十三條に

「信のなき者に遇ふまじきと云へば俺を二束三枚にして、をさへて我が前に信のなき者を連れて來ると仰せ候ひき」

とあり。二束三枚とは後世の二束三文と云ふに同じ。佛法の仇をなす人とは奥州の淨祐の如き人物なり。『御一代聞書』(二四二)に云ふ。

「奥州ニ御一流ノ事ヲ申シマギラカシ候フ人ヲ聞召シテ前々住上人、奥州ノ淨祐ヲ御覽候フテ以テノ外御立腹候ウテ、サテ／＼開山聖人ノ御流ヲ申シミダスコトノ淺間シサヨ、憎サヨト仰セラレ候ウテ御齒ヲクヒシメラレテ、サテ切り刻ミテモ飽クカヨ／＼ト仰セラレ候フト云々、佛法ヲ申シミダス者ヲバ一段アサマシキゾト仰セラレ候フト云々」

三二 (第百十二條)

仰に衣墨くろにすること然あるべからず。衣は鼠色なり、凡夫にて在家にての一宗御興行なれば、いづくまでも上下貴とげせぬ衣の袖を長く丈をも長くすべからずと仰せ候ひき。

宗祖の畫像にて鏡御影は色相を示さずと雖も、安城御影は鼠色の衣を着けたり。『實悟記』(一二七)に云ふ。

「衣ノ色ハウス墨ニテ可古ノ教信ノ意巧ヲ本ト御マナビニテ候ト也、開山聖人ノ仰ニテ蓮如上人ノ御時實如上人ノ御時マデモウス墨ニテ侍リシ、近代ハ末々ノ人マデ黒衣ニナリ候、蓮如ノ御時、ヲノ／＼一家衆ハ外人ニ出合時ハ可著トテ黒衣ヲ所持候シ事也、平生ニ黒衣著テ蓮如ノ御前へ出候へバ殊勝ノ御僧ノ御入候ゾト仰ラレ候テ、イヤ／＼殊勝ニモタフトクモ候ハズ候、只彌陀ノ本願南無阿彌陀佛コソタフトク候へト被仰タル事ニテ候、當時ハイヅレモ／＼一色

ニ黒衣也、開山蓮如上人ノ御心ニハ難ク叶物ニテ候也」

覺如上人の『改邪鈔』には「遁世ノカタチヲコト、シ異形ヲコノミ、裳無衣ヲ著シ、黒袈裟ヲモチキルシカルベカラザル事」の一章ありて黒衣の使用すべからざる事を述べたり。

三三二 (第百十四條)

六月十三日曉に前住様よりこれの小五郎を御使にて猿樂をするぞ、見よと仰候間、畏て候由申候に、その明る日堺衆能をしたきと云ひて大勢上り候間、十五日には北殿させられ候。十六日には坊主させ候。又その能に鶯の鳥刺の狂言を色黒四郎二郎仕候。太刀刀の落るも云はず、人の叱る

も耳に入らず、鳥を刺すに念の入りたるを御覽じて世間假の事にも念力を入れねばならず、されば佛法も、あの如く念を入れてこそと面白く思召して、明る日の能にもめしかへて鶯の狂言させられけり。

明應七年八十四歳の時の事なり。六月十四日に堺より多数の能役者上洛し十五日に實如上人彼等に能を演せしめられ、十六日には門弟よりの依頼にてまた之を行ふ。その時の狂言に鶯の鳥刺を主題とせるものありて、蓮如上人殊にこの狂言を好まれ、十六日にも番附に改正を加へ特にこの狂言を行はせられたるなり。平素佛法三昧にて世を過されし蓮如上人の事とていたく好める能狂言を見るに就けても佛法の道理をこれに引當て、喜ばれたるなり。本書第七十六條並に『御一代聞書』(二〇)に明應五年正月二十三日富田殿より上洛あり、誓願寺

の能をさせられし事を述べたり。諸本誓願寺に能をさせたるを云へど誓願寺は能の名目なるべし。和泉式部の亡靈一遍上人の前に現はれ念佛の教に遇へるを喜ぶ事を作りなせり。蓮如上人また能の作ありて「國府津」と題するはその一なりと云ふも果して然るや明かならず。

三三三 (第一百十六條)

それ信を取りて人にも信を取らせよ。我は奥州へ御下向の時前の下向に一人聽聞して喜びしその仁若しあるやと御尋ねあり。夫婦共に信を得て喜ぶ由聞召して、二日路の間を御下向あり。然るに彼の主人申す事に御下向は忝きに何を供御に備へ申すべきかと悲みけり。聞召して汝等

は何を食するぞと御尋ねあり。稗と申す物ばかり食べ候由候時、汝等が食する物を拵へて參らせよと仰せ候間、稗の粥をきこしめして一夜御談りありて聞せけりと仰せ候ひき。さればかやうに御身を捨て御辛勞ありて御勧めありたる御事と思ひ奉りて記し申候也。

奥州まで下られし事は二回ありと見ゆ。文安四年五月、また寶徳元年春に東國遊化の事ありしを傳ふ。『御一代聞書』(三〇一)に「蓮如上人細々御兄弟衆等ニ御足ヲ御見セ候、御ワラジノ緒クヒ入キラリト御入候、カヤウニ京田舎御自身ハ御辛勞候テ佛法ヲ仰ヒラカレ候由仰ラレ候シト云々」とあり。また本書第三十三條に「この御代には奥州蝦夷までも行き越え繁昌ある御事」と云へり。奥州の地は殊に片田舎にて都より來れる上人を待遇するには如何にすべきかと迷へる

同行に向ひ、汝等の食する物を供へよと述べ、ゆるく佛法の物語ありし事、如何ばかり門徒同行を愛せられしかを知るに足らん。

三四 (第二百一十一條)

或時御乗物にて御勤へ御参りありて、御門徒衆名殘惜しきとて後うしろさまに御輿を昇せ御返りありけり。

病中の事とて南殿より乗物にて御堂に参拜あり。見送れる門徒に名殘を惜み輿を逆に昇せながら南殿へ戻られしなり。明應八年二月二十七日にも同様の事あり。乗物は手輿とて簡單のものなり。

三五 (第二百二十三條)

此大阪殿の事建立するは若し信心の人も出来候へかしと思ひてなすなり。されば三井寺焼ければ再興して繁昌しけり。其時寺法師の夢に、之に由りて生死離るゝ事肝要也、されば焼けたるにて後生の事思ふ者如何程もあり、寺建立よりも後生たすかる様に建立したき由新羅大明神の本意なりと夢にもあり。その如く寺中繁昌するもたゞ信心を取る人なくば何の篇もなしと仰せ候ひき。

大阪の坊舎に限らず、出口、富田、堺などの坊舎も同様の趣意にて造られしなり。三井寺の事は南別所を以て一時避難所とされたる事もあれば、其頃三井寺の法師より聞傳へられしなるべし。大阪に於ける最後の御遺訓なり。

三六 (第三百三十三條)

同二十五日には廻りの土居を御覽あり。堀の上を御乗物に昇れさせ給ひて御巡りあり。伊勢の宿の土居にて御輿立ち水をきこしめしけり。御爲めとて新しき茶椀空善持ちて候折節、御用に立ち難有さ申計なく候ひき。

明應八年二月二十五日にして、御示寂遊ばされし一ヶ月前の事なり。此月の十八日に大阪を出で、病中の事とて三日に亘り御輿にて如何にも靜かに御上洛、二十日に山科野村の南殿に到着あり。二十一日に御堂に参りて禮拜あり。二十五日には境内の周圍に造れる土居を検分す。即ち戦亂絶えざる時節の事なれば堀を廻らし、堀に添うてまた土居を設けたるなり。この堀と土居の一部分今尙

ほ山科に残れり。江戸時代の中頃に作られし地圖に依るに、當時主要部分存在せしを知るべく、近年まで多少存したるを鐘淵紡績工場の敷地となりてより次第に破壊せられ、今は極めて少部分を存するに過ぎず。空善兼て用意せし茶椀にて水を飲まれ、ゆるく御覽ありしは、時勢とは云ひながら暴徒に對する防備の事まで意を止められし御辛勞の程仰ぐべき事どもなり。本書第三百三十五條に「また二十九日にも堀の土居へ御出あるけり」とあり。

三七 (第四百十三條)

同九日に御臨終めさるべき御枕一間の押板に、開山聖人掛けまいらせ、頭北面西に御臥し給ひけり。

明應八年三月九日には臨終の用意も既に調ひたるなり。臨終の際枕頭に來迎佛

を掛くる風習ありてこれを臨終佛と唱へしが、これに宗祖の像を用ひられたるなり。

三八 (第四百四十四條)

この間召されたる御馬を御覽ぜられたきと仰せ候間、四間の内の御疊二帖舉げさせられて、御馬を御臥床たがの御側へ引きたて申すに、この御馬前肢を少し延ばし、涙を流し、頭を板まで下げたり。尾を少しも振らず立てり。稍御覽じて引き返せば、如何にも靜に御椽の板をも踏みて返りけり。御馬とつき御馬の後に居てよくく見申して候也。御馬は尉栗毛あしはらにて候ひき。

晩年に乗用愛撫せられし馬を一覽したき由を申され、疊を舉げて病床近く引き入れしに、馬も病臥せる主人を見て悲しむ情ありしを述べたるなり。古は交通機關としては馬を使用しけるが、常に使用せし馬はこれに對する恰も家人の如く、深く慈愛の情を以てする事となり、馬また恩義に感じ主の爲めに用務に服するを喜ぶは常に見る所なるが、蓮如上人に於ては殊にこの恩愛の情厚かりしを知るなり。實如上人は御馬五十頭を飼育せられ、縮栗毛は殊に名馬として知られ、播磨の赤松氏これを懇請せし事、榮玄の聞書に見えたり。

蓮如上人法語集の異本に就て

『蓮如上人御一代聞書』は上人が平素隨侍の人々に對して述べられた訓誡の始終を記した備忘録の様なものであつて、帖内帖外の御文と共に上人の化風を傳へる貴重の文献である。然るに此書の成立に就ては漠として捕捉し兼ねる事情の下にあつて、作者の如きも古來これを實如上人としたり、蓮悟または實悟としたり、或は前後通じて同一人物の作でないと思へる人もある。これを實如上人乃至實悟の作と決定しようとするのは、もとより臆斷であつて、確たる根據はないのである。これを前後通じて同一人物の作でないと思ふるに至つたことはこの書の内容が如何に雜駁であるかを物語つてゐる次第である。世に行はれてゐるのは坊刻本と眞宗法要本と眞宗假名聖教本との三種であるが、この諸本は條數に不同があるばかりでなく、各條の順序も互に一致しないのである。この書は色々の點より考

へて後代の編輯と斷定すべく、また寫傳の間にも多少取捨改變されてゐる事を知るのである。して見ればこれより溯つてこの書の編輯に使用された資料を探求する事が何より必要である。上人の言行録とも云ふべきものゝ類本としては次の如きを擧げる事が出来る。

『空善聞書』は法專房空善が上人の隱居された延徳元年以後その見聞するがまゝに記述したもので、その記事の順序が大抵年代を逐うてゐる事から考へても大體に於て原形のまゝで傳へられてゐる様である。『空善日記』(萬延元年刊)と『山科連署記』(明和四年刊)とは共に此書に據つて改作したのであるが、前者は字句が訂正され、後者は取捨を加へてゐる。『蓮如上人御一代聞書』の第一條より第四十三條までは此書の第五十七條から第百六條までの分に相當する。而して眞宗假名聖教本が順序も一致するのである。またこの書の全部百七十一條の中で百二十一條までは『蓮如上人一期記』に收められてゐる。實悟がこの『蓮如上人一期記』

を作られた時にはこの書を見て取捨を加へられたのであらう。この『空善聞書』に就ては明教院僧銘の『真宗法彙左券』に次の如く載せてある。

空善聞書 空善ハ蓮師常隨給仕ノ人ナリ、ソノホカ慶聞法敬等オノノ聞書

アリト云々、其文末ノ傳、後來ノ同志ネガハクバ補續セヨ、今世ニ流行シテ御持言、オリノ物語、蓮如御法談、コノ類アマタアレドモ大部コノウチヲヌキサシ、テイダスト見ヘタリ、カルガ故ニ多クノセズ。

慶聞房龍玄、法敬房順誓の事は法語の中に數々其名が現れて來るけれどもこの兩人が聞書を作つたかどうかは疑問である。如何なる資料に依つてかく述べられたのか。多分かく推察されての事であらう。然しながら御持言や折々物語など、題せるものよりもこの『空善聞書』が勝れてゐると見られたのは如何にも宗學に造詣深き御方だけあつて見識の高いのに敬服する次第である。この書の古寫本は幸に舟橋水哉氏が所藏されてゐたので先年これを出版する事が出來たのである。

『蓮如上人御物語次第』は上人の第七男蓮悟の集録する所で四十一條を收めてゐる。第三十四條に上人を前々住上人としてあるから證如上人の御代に記されたもので、大永五年二月以降蓮悟示寂の天文十二年七月以前である。第十、第二十九の二條を除いた三十九條は『御一代聞書』にこれを見出す事が出来るが、順序は兩者一致しない。これを『蓮如上人一期記』に比較すると第十一條より第四十七條までに相當し、其順序は多少前後してゐるが、兩者の間には著しい類似點がある。但し第十七、第三十、第三十二の三條だけは漏れてゐる。

『蓮如上人御若年砌事』は上人の第六男蓮淳の作と推定され、十條の中で前の七條が幼少時代の事、後の三條が御隱居後の事になつてゐる。第八條に「然バ圓如モ新造ニモ唯五人被ニ召遣ニ候、先例ニテ候」とあるから大永元年八月以前に書かれたものと推定される。

次に上人の第十男實悟の作では次の五部が傳はつてゐる。

蓮如上人仰條々連々聞書(天正二年作、明治四十三年刊)

山科御坊事並其時代事(天正三年作、昭和三年刊)

本願寺作法之次第(天正八年作、享保四年刊)

蓮如上人一期記(天正八年作、大正八年刊)

拾塵記(大正八年刊)

實悟が上人の法語を蒐集寫傳する事に於て銳意熱心であつた事は上に掲ぐる所でこれを知り得るであらうが『仰條々連々聞書』の跋語で見ると既に享祿以前に著手されたのである。即ち

右此條々者、蓮如上人御時之儀、宿老衆兄弟中各御物語儀等、先年注置處、享祿亂皆失果、然而其内一帖計聊或人持來令見之間、則書加之、一字一點不可_レ在_レ虛說、仍子孫之外不可_レ及_レ披見_レ者也。

天正二季 甲戌十一月三日書納之

苾芻兼俊^{九々}(花押)書之

この舊本が傳はつてゐたなら頗る珍重すべきである。稻葉昌丸氏は『蓮如上人御自言』または「蓮如上人一期記」の名稱で傳へられてゐるのがこの舊本であらうと推定されたが、この一本は二百四十三條を有し、『御一代聞書』の第六十九條以下に相當するのである。そこで『御一代聞書』は次の三部から成立する事となるのである。

甲(一—四三)

空善聞書(五七—一〇六)

乙(四四—六八)

丙(六九—三一六)

御自言(一—二四三)

第四十四條に「イマノ人ハイニシヘヲタヅヌベシ、マタフルキヒトハイニシヘヲタツタフベシ、物語ハウスルモノナリ、シルシタルモノハウセズ候」とせるは法語集の序文とも見るべく、この中間の部分も獨立の一書に依つたことを知るのである。實悟の作つた法語集が『御一代聞書』の根據となつたとしても、それは

享祿以前の舊本であつて、天正年間に出來た上記の分とは交渉を持たない様である。五部の中で『仰條々連々聞書』が二百七ヶ條『一期記』が二百三十一ヶ條の法語を採録し、他の三部は法語よりも威儀作法を主として述べてゐる。實悟の集録されたもので『御一代聞書』に載せてある法語も少くないが、其他のものまた可なり多數であるから、上人の行實を知らんと欲する者の必ず見るべき書である。且つまた幸な事には河内古橋の願得寺並に東本願寺には、實悟集録の自筆本が傳はつてゐるのである。『今古獨語』で見ると蓮如上人の孫、蓮誓の第九子たる顯誓も上人の法語を蒐録したとの事であるが、これ永祿十年以前の事であるから稻葉氏が實悟の舊本とされた分が或は顯誓の蒐録であるかも知れない。

『榮玄聞書』は『蓮如上人御自言』の一本に附載する所で二十八條を掲げた後、「此條マデ受得寺榮玄御物語ノ趣ヲ記置者也」と記入し、之に次で興行寺蓮惠、照臺寺正勝の聞書など五條を添えてゐる。榮玄は越前荒川興行寺の開基玄眞の玄

孫に當り、加賀河北郡中條村太田受得寺に住してゐた人である。大永天文頃に作られたと推定せられ、北國に於ける遺聞を載せてゐる。

以上の外にも多少類本があるが時としては内容の頗る疑はしきものがあつて先づ大體に於て上記で盡されてゐると云はねばならぬ。されど今後とても古寫本など有力な資料が出て來ないとも限らぬから、注意を怠る事は出來ない。實悟も云はれた様に宿老衆兄弟中の物語を記述したものが傳はつたのであるから、各種の異本と比較對照する時はその價值も判然する次第である。最後にこの方面の研究に關する發表を掲げて置かう。

山科連署記及び蓮如上人御一代記聞書について(稻葉昌丸)

無 盡 燈大正八年二月

蓮如上人御一代聞書の研究(禿氏祐祥)

六 條 學 報大正八年三月、四月

蓮如上人御物語次第及び御自言について(稻葉昌丸)

無 盡 燈 大正八年十月、十一月

蓮如上人一期記(稻葉昌丸解説)

大正八年九月刊

蓮如上人法語集(禿氏祐祥解説)

大正十三年十一月刊

蓮如上人行實(稻葉昌丸解説)

昭和三年六月刊

蓮如上人法語集の異本

- 一、蓮如上人御一代記聞書 四卷
二百四十九條
元祿二年刊
- 二、同 上 一卷
真宗法要卷二十一に收む、三百十四條
明和二年刊
- 三、同 上 一卷
真宗假名聖教卷十に收む、三百十六條
文化八年刊
- 四、同 上 一卷
真宗假名聖教本
明治十六年刊
- 五、蓮如上人御一代繪鈔 僧樹撰
内題略解繪鈔、四十三ヶ條を抜萃し之を註釋す
寛政四年刊
- 六、實 悟 記 四卷
本願寺作法之次第と同本、百七十二條
享保四年刊

七、同 上 一卷

正徳六年刊

八、同 上 一卷

真宗法要卷二十四に收む

明和二年刊

九、同 上 一卷

真宗假名聖教卷十一に收む

一〇、蓮如上人御法談 一卷

蓮如上人一期記の略本、百六條

正徳三年刊

一一、蓮如上人御物語 二卷

第十に同じ、但し繪を加へたり

安永九年刊

一二、山科連署記 二卷

百六條、空善日記の抜書を附す、真宗法要の帖外刻本

明和四年刊

一三、空善日記 二卷

百四十八條

萬延元年刊

一四、同 上 二卷

山科連署記の抜書を附す

明治九年刊

一五、蓮如上人仰條々連々聞書一卷

二百七條

明治四十三年刊

一六、實悟記拾遺 二卷 先啓編

實悟贈三尼公百一條、水籠百九十六條、實悟記百八十九條、實悟贈佐樂公十六條、實悟記上卷四十一條、數部撮要十三條を收む

明和五年刊

一七、蓮如上人一期記 一卷

二百二十五條、拾塵記を附す

大正八年刊

一八、蓮如上人法語集 一卷 禿氏祐祥編

空善聞書百七十一條、蓮如上人御物語次第四十一條、榮玄聞書三十三條、蓮如上人御往生之奇瑞十四條、蓮如上人御若年砌事十條、蓮如上人御遺言四十條を收む

大正十三年刊

一九、蓮如上人行實 一卷 稻葉昌丸編

空善記、兄弟中申定條々、蓮淳記、實悟舊記、實悟記、本願寺作法之次第、山科御坊事並其時代事、昔物語記、榮玄記を收む

昭和三年刊

蓮如上人法語選釋 (終)

昭和五年七月十日印刷
昭和五年七月十五日發行

版權所有
不許複製

蓮如上人法語選釋

【定價金五拾錢】

著者	禿氏祐祥	京都府八條源町
發行者	尼利瑞義	京都市壬生川通五條下ル
印刷者	藤澤淨圓	京都市壬生川通五條下ル
印刷所	同朋舍	京都市八條源町
發行所	真宗學研究所	京都市東山馬町
發賣所	東林書房	振替大阪七七八七二番
發賣元	同朋舍出版部	京都市壬生川通五條下ル

振替大阪一四八四五番

330

353

終

